

週刊

愛媛県版

松山支店
〒790-8659 松山市二番町4-4-5
☎089-933-1221

高松支店管内 = 四国中央市



視点

「経済危機対策」に基づく平成21年度税制改正について



富岡和久税理士事務所
税理士 富岡 和久

愛媛県松山市持田町 1-2-5
TEL 089-932-8925
E-MAIL kazuhiisa@tomioka-ao.com
URL <http://www.bizup.jp/member/tomioka/>

平成21年4月10日にとりまとめられました「経済危機対策」に基づき、三つの税制改正が盛り込まれ、改正法案が6月19日に可決されました。

(1) 住宅取得のための金銭贈与に係る

贈与税の時限的軽減措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、20才以上の方が直系尊属（父母や祖父母）から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、贈与された金銭のうち500万円までの金額については、贈与税を課さないことになりました。この500万円の枠は、従来の控除枠に合わせて使うことができます。

(2) 中小企業の交際費課税の軽減

資本金が1億円以下の企業に適用されている交際費等の定額控除限度額が現行の400万円から600万円に引き上げられました。これにより、年間の交際費が400万円を超える企業にとっては損金に算入できる額が増え、結果として税金が少なくなる可能性があります。損金に算入されるのは、定額控除限度額に達するまでの交際費金額の90%です。この改正は、既に申告済みのもも含め、平成21年4月1日以後に終了する事業年度分から適用されます。

(3) 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等につ

いて、平成21年4月1日から平成23年3月31日に開始する事業年度において税額控除ができる限度額が法人税額の20%から30%へと引き上げられるとともに、その間の税額控除限度超過額について、その後平成25年3月31日までに開始する年度において税額控除の対象とすることができるようになります。

なお、既に改正されていた中小企業関係の主な改正は次の通りです。

(1) 中小法人等の軽減税率の引き下げ

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（現行22%）に引き下げました。

(2) 中小法人等の欠損金の繰戻還付の実施

青色申告書を提出している中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けることができることとされました。

この制度の適用を受けるためには、欠損金額が生じた事業年度の確定申告書を期限内に提出し、かつ、その提出と同時に、納税地の所轄税務署長に所定の事項を記載した還付請求書を提出する必要がありますのでご注意ください。